平成２７年（フ）第２６１号
大分市高松東３丁目４番23号（エクセレンテ高松103）
債務者　後藤　美晴
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１４号
横浜市青葉区恩田町3313番地１　ゆうきハイムⅡ　101
債務者　小杉　和子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２４号
横浜市鶴見区北寺尾２丁目１番22号　ロイヤル天水102
債務者　高杉久美子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
静岡県浜松市北区細江町中川808番地の３
債務者　中村みつ子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
静岡県浜松市北区初生町952番地の４　ブルースカイⅠ　203、前住所静岡県浜松市北区都田町8780番地　サンセール201
債務者　上田　千尋（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０４６号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目14番20号
債務者　猪狩　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
栃木県大田原市北野上2401番地
債務者　川島　弘子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６６８号
東京都あきる野市野辺237番地１ヴェルドミール秋留台202号
債務者　岸野　澄江
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１０号
静岡県藤枝市駅前１丁目６番24号　平井駅前ビル、旧住所静岡市葵区建穂２丁目５番53―１号　アーリーリバーⅡ101号
債務者　横山　知子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
石川県小松市須天町２丁目290番地　アネシス102、従前の住所石川県小松市須天町２丁目90番地４、（従前々の住所）石川県小松市大領中町２丁目327番地
債務者　山本慶一郎
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４０４号
静岡県藤枝市音羽町３丁目８番１号
債務者　杉山　和史
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８７号
東京都三鷹市井口１丁目23番34―301号
債務者　勝見　彩乃
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３０号
栃木県宇都宮市砥上町330番地91
債務者　青田　康平
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８４号
栃木県宇都宮市鶴田１丁目１番１号、前住所栃木県宇都宮市旭１丁目３番12号　セレナハイム宇都宮市役所前セントラルビュー905号
債務者　土亀　弘**德**
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２０号
栃木県宇都宮市宮原５丁目１番15号　シャトー南宇都宮203
債務者　よなちゃん食堂こと　與那覇美智子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係